

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和6年7月17日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上9名

欠席委員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書
の提出について(賃貸借権、使用貸借)<別冊>

議 事 の 大 要

議 長

それでは、第7回第2農地部会を開会いたします。

本日の欠席は24番 岡田 勇樹委員の1名で出席委員数は9名でございます。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。6番 田口 慶則委員・7番 野田 清太委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局

まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。17ページ議案第3号番号6、この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。

また、この削除に伴い、20ページの下合計欄について、合計43筆を42筆に、計22, 928㎡を21, 219㎡に、そして田7, 431㎡を5, 722㎡に訂正をお願いします。

それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から9で、件数は9件、合計面積は22, 658㎡で、すべて田でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから10ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から12で、件数は12件、合計面積は63, 855. 59㎡で、その内訳は田が47, 641. 82㎡、畑が13, 607㎡、その他が2, 606. 77㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

11ページをお願いいたします。

報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1 権利者 _____、申請地は田と畑で、取得年月日は昭和28年8月22日でございます。

以上、件数は1件、合計面積は6, 539㎡で、その内訳は田が6, 240㎡、畑が299㎡でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

12ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 共同住宅用地

番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は1,113㎡で、その内訳は田が196㎡、畑が917㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町コボレ山_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 696㎡、受人 _____、面積 8,133㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 庄田町池尻_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 912㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号3、地区 大井、申請地 一志町井関上名倉_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,842㎡、受人 _____、面積 1,225㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野高寺_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 109㎡ 外1筆、合計面積 212㎡、受人 _____、面積45,573㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町田尻田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 92㎡、受人 _____、面積 3,008㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号6、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野鹿ノ垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,685㎡ 外4筆、合計面積 5,865㎡。受

人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

14ページをお願いいたします。

番号7、地区 八知、申請地 美杉町八知岩屋口 _____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 21㎡ 外4筆、合計面積 307.91㎡、受人 _____
面積 925㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 多気、申請地 美杉町下多気世古 _____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 469㎡、受人 _____、面積 8,382㎡、渡人
_____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は8件、合計面積は10,395.91㎡で、その内訳は田が7,
761㎡、畑が2,634.91㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地
域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件
のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。

1番地区 久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。7月8日に現地を見て参りました。推進委員4名と野田委員、
中野委員、事務局と見て参りました。事務局の説明通り何ら問題ないと思いま
すのでよろしくをお願いします。

議長 2番地区 栗葉、お願いします。

野田委員 7番野田です。7月8日に諸戸部会長、推進委員4名、久居事務局で見て参
りました。場所は庄田町の _____ に隣接する土地です。何ら問題は無いもの
と思われます。

議長 3番地区 大井、4番、5番地区 高岡、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。8日に井関の名倉地区で、隣の土地なので買うというこ
とで事務局の説明通り問題ありません。

議長 4番と5番、お願いします。

池山委員 14番池山です。農地拡大を凶っていますので問題はありません。地元の方
から譲渡を受けるということで問題はございませんでした。

5番ですが、 _____ の近くですが、畑にしたいということで、問題はあり

ません。よろしくお願ひします。

議 長 6番地区 八ツ山、お願ひします。

西森委員 17番西森です。7月8日に中谷、西森両委員、地元推進委員と白山の事務局、行政書士で見てまいりました。場所は_____あたりに点在しています。現状田んぼ、畑として管理されているところを受人が引き続きするという事ですので、何ら問題無いものと考えます。よろしくお願ひします。

議 長 7番地区 八知、8番地区 多気、お願ひします。

結城委員 18番結城です。8日に地元推進委員、事務局と現地を見て参りました。受人は営農の拡大。渡人は労力不足のため申請を致しました。8番は地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢で、受人は営農の拡大。無償でやりたいということでした。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
番号1、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 337㎡ 外2筆、合計面積 432.99㎡、申請者_____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 多気、申請地 美杉町下多気世古_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 297㎡、申請者 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
昭和55年頃に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追

認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下之川、申請地 美杉町下之川岩ヶ野_____、登記地目 田、
現況地目 山林、面積 482㎡ 外1筆、合計面積 1,741㎡、申請者
_____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成元年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認し
ようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2470.99㎡で、その内訳は田が1,747.99㎡、畑が723㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。

1番地区 川合、お願いします。

池山委員 14番池山です。住宅にしたいということで、周辺は住宅になっていくと
ころで、問題は無かろうということでよろしくお願いします。

議 長 2番地区 多気、3番地区 下之川、お願いします。

結城委員 18番結城です。申請人は_____に住んでいますが、_____の方です。
毎日のように帰ってきておられます。8日に地元推進委員と事務局で現地確認
をしました。写真も添付されておまして、何ら問題は無いとしております。
3番は、これも8日に地元推進委員と事務局とで現地確認致しました。もう
すでに山林になっておまして、始末書がでておるということでやむを得ん
なということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思
います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただき
ました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定し

たいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 396㎡ 外2筆、合計面積 1,851㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間_____、登記地目・現況地目とも田、面積 331㎡ 外5筆、合計面積 2,408㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1770㎡、パネル設置率は、73.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町南羽野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,599㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、413㎡、パネル設置率は、25.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号4、地区 久居、申請地 新家町己改_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 433㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、51㎡、パネル設置率は、11.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 久居一色町羽場_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,312㎡ 外1筆、合計面積 1,536㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、526㎡、パネル設置率は、34.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、申請地 稲葉町北出垣内_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 313㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成21年10月頃に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、こ

れを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井、申請地 一志町大仰六反_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 338㎡ 外2筆、合計面積 544㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大井、申請地 一志町井関向山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 592㎡ 外2筆、合計面積 1,043㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、414㎡、パネル設置率は、39.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いいたします。

番号10、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬市場_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 560㎡ 外1筆、合計面積 1,053㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464㎡、パネル設置率は、44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬宮之馬場_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 442㎡ 外1筆、合計面積 988㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、459㎡、パネル設置率は、43.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬宮之馬場_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 439㎡ 外1筆、合計面積 1,025㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、459㎡、パネル設置率は、44.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬岩ノ谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 667㎡ 外3筆、合計面積 1,154㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464㎡、パネル設置率は、41.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬岩ノ谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 667㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、309㎡、パネル設置率は、46.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いいたします。

番号15、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬岩ノ谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,077㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、464㎡、パネル設置率は、43%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 川合、申請地 一志町片野西垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 704㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、273㎡、パネル設置率は、38.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 高岡、申請地 一志町田尻片山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 665㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、319㎡、パネル設置率は、47.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 大三、申請地 白山町二本木沖広_____、登記地目・現況地目とも田、面積 846㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382㎡、パネル設置率は、45.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 大三、申請地 白山町二本木徳田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 188㎡、受人 _____ 外1名、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 家城、申請地 白山町南家城西出_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 363㎡ 外1筆、合計面積 1,351㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、563㎡、パネル設置率は、41.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 家城、申請地 白山町南家城西出_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 499㎡ 外2筆、合計面積 1,576㎡、受人 _____

____、渡人 _____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、563㎡、パネル設置率は、35.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。
番号22、地区 多気、申請地 美杉町下多気白口____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 198㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は21件、合計面積は21,219㎡で、その内訳は田が5,722㎡、畑が15,497㎡でございます。
これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。
番号1から4番地区 久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。8日に見て参りました。推進委員4名と、諸戸さん、野田さ
ん、事務局と見て参りました。事務局の説明通りでございます。
2番について、これも推進委員4名と、諸戸さん、野田さん、事務局と見て
参りました。事務局の説明通りで問題ないかと思えます。
3番も同じです。
4番も推進委員3名と、諸戸さん、野田さん、事務局と見て参りました。何
ら問題ないと思えます。よろしくお願いします。

議長 5番と7番地区 栗葉、お願いします。

野田委員 7番野田です。7月8日に諸戸部会長、地元推進委員4名、久居事務局と見
て参りました。
5番は、場所は____の南側200メートルぐらいに位置します。渡人は
営農規模縮小ということで、周りはほとんど太陽光になっているところ
です。当該農地も耕作されておられませんので、やむを得ないものと思われ
ます。
7番ですが稲葉町の____50メートルぐらいに位置する農地です。渡人
は一人暮らしのため住宅と農地を売却するものです。当該農地の一部が駐
車場、庭になっていたことから5条申請するものです。やむを得ないもの
と思われ
ます。

議長 8番、9番地区 大井、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。7月8日に地元推進委員と池山委員、事務局で見てまいり

ました。8番は、場所は_____の東側にあたるところで、事務局の説明通り問題ないかと思われま

す。9番は、_____地区、昔は田んぼやったところですが、いまはほとんど太陽光になってきました。何ら問題ないと思います。

次、波瀬です。10番11番、12番は_____の北側にあたる部分で、相当荒れていました。事務局の説明通り問題ないと思います。

13番、14番、15番ですが、事務局の説明通り問題ないと思います。

議長 16番地区 川合から、お願いします。

池山委員 14番池山です。7月8日に、地元推進委員と宮本委員、事務局で確認をしております。16番は_____の南側、集落の南側になるところで、畑になっているところを太陽光にしたいということです。周辺はあまり太陽光ができていないところなのですが、問題なかろうということで確認しました。

17番は_____の北側、裏手になる崖の下なのですが、太陽光にしたいということで、問題なしということです。

議長 18番、19番地区 大三、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。8日に西森、岡田両委員と、地元推進委員と白山の事務局で確認してまいりました。18番の場所は_____の東800メートルほどのところ

です。東に宅地があり、すぐ西側は_____をしているところです。草刈りなどこまめにするという

ことで見てまいりました。19番は、8日に西森、中谷、岡田3人の委員と地元推進委員、白山の事務局で見てまいりました。場所は_____の南800メートルほどのところ

です。以前に_____があったところでして、現在更地になっているところ

ですが、今後住宅を建てるということで、何ら問題ないかと思

います。隣も太陽光発電をしておりますので何ら問題なかろうと思

議長 22番地区 多気、お願いします。

結城委員 18番結城です。8日に地元推進委員、事務局と現地を確認いたしました。渡人は高齢のため、受人は資材置場にしたいということです。全く問題ないと思

います。よろしく

お願いします。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	21ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 大三、申請地 白山町二本木沖広____、登記地目・現況地目とも畑、面積 30㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は30㎡で、すべて畑でございます。 これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
中谷委員	16番中谷です。8日に西森、中谷両委員と、地元推進委員と事務局とで見て参りました。場所は____、3号議案番号18で出ました土地に進入するための道路です。3号議案番号18の土地は道路から少し入ったところですので、進入路にするもので、問題は無かろうと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、願出者 _____、対象地 新家町己改_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 238㎡。</p> <p>これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和58年10月21日撮影）により、対象地に昭和45年から昭和49年に住宅を建築し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号2、地区 栗葉、願出者 _____、対象地 中村町神津前_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 204㎡。</p> <p>これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書（平成14年建築）により、対象地に平成14年頃に倉庫を建築し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号3、地区 栗葉、願出者 _____、対象地 稲葉町北出垣内_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 85㎡。</p> <p>これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成15年5月1日撮影）により、対象地に昭和57年に居宅を建築し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号4、地区 下之川、願出者 _____、対象地 美杉町下之川鰐垣内_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 204㎡。</p> <p>これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書（昭和43年建築）により、対象地に駐車用スペースが必要になったため、昭和43年に車庫を建築、昭和54年に倉庫を建築し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上、件数は4件、合計面積は731㎡で、すべて畑でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番地区 久居、お願いします。</p>

田口委員	6番田口です。7月8日に見て参りました。推進委員3名、諸戸さん、野田さんと事務局で見て参りました。事務局の説明通りでございます。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。
議 長	2番、3番地区 栗葉、お願ひします。
野田委員	7番野田です。8日に諸戸部会長、地元推進委員4名、久居事務局で見て参りました。 2番は中村町の_____の西側に隣接する農地です。家業の倉庫を建築したということで、事務局の説明通りです。問題無いものと思われまふ。 3番は稲葉町の_____に50メートルに位置する農地です。これも本宅建設に伴って住宅にしたということでございまふ。事務局の説明通りでございます。問題は無いものと思われまふ。
議 長	4番地区 下之川、お願ひします。
結城委員	18番結城です。4番下之川について説明しまふ。8日に地元推進委員と事務局で現地を確認しまふ。事務局の説明があつた通りですが、写真も出ておるので問題は無かろうかと思ひまふ。
議 長	地元委員より説明がございまふが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひまふ。いかがでしようか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですでお諮りしまふ。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めまふ。よつて、議案第5号については証明することに決定したいと思ひまふ。 次に別冊でお配りしまふした議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたしまふ。 事務局の説明をお願ひしまふ。
事務局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で37, 13

9㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3, 225㎡、契約件数は13件でございます。
一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20, 856㎡、契約件数は12件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で33, 381㎡、契約件数は18件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で4, 327㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて95, 703㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で3, 225㎡、合計契約件数は44件、合計面積は98, 928㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区9件、一志地区10件、白山地区18件、美杉地区1件で、合計38件、合計面積は87, 505㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で86.3%、面積で88.4%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が2件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法

律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

それでは1ページから2ページをお願いします。

件数は5件、合計面積は26,021㎡で、その内訳は田が20,698㎡、畑が3,396㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第7回第2農地部会を閉会します。

午後2時58分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年7月17日

議事録署名者

議事録署名者